



Photo：ランランランド 「プチ運動会」

### 主な内容

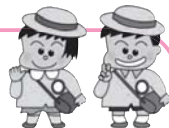
- 町からのお知らせ ..... P2
- 春の交通安全運動 ..... P2
- 狂犬病予防注射 ..... P8
- その他のお知らせ ..... P8
- フォトニュース ..... P10・P12
- 人のうごき・行事予定 ..... P11

## 総務課

### 東京電力へ電気料金 の値上げに関する 緊急要望書を提出

去る、3月2日(金)に、山梨県町村会及び山梨県市長会の代表9名が東京電力山梨支店を訪れ、「電気料金の値上げに関する緊急要望書」を提出しました。

## 春の全国交通安全運動



### 目的

広く町民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 実施期間

4月6日(金)から4月15日(日)まで(10日間)  
〔交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(火)〕

### 運動の重点

- ◎ 子どもと高齢者の交通事故防止
- ◎ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◎ 飲酒運転の根絶
- ◎ 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)

#### 自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用



### 横断旗寄贈

西桂小学校児童会に、交通安全のため、交通安全協会西桂支部(支部長相澤力造氏)から「横断旗」が、寄贈されました。

支部長は「交通ルールを守り通学してください」とあいさつし、児童会代表の8人に手渡しました。

児童会役員から「交通安全に気を付け大切にします」とお礼の言葉がありました。

### 広域的消費生活相談窓口 の運用が開始されます

現在、消費生活相談窓口は各市町村ごとに設置されていますが、専門的な問題には対応することができず、「県民生活センター」などの相談窓口への相談をお願いしてまいりました。

消費生活相談窓口の充実を図るため、富士北麓地域の市町村(富士吉田市・西桂町・富士河口湖町・忍野村・山中湖村・鳴沢村)で窓口を一本化し、専門的な相談に対応できる相談員を配置した相談窓口を富士吉田市役所内に設置することとなりました。本格運用は平成25年度からですが、試験期間として、平成24年4月より運用が開始されます。消費者トラブルなどでお悩みの際は是非ご利用ください。

名称 富士吉田市消費生活センター  
住所 富士吉田市下吉田1877番地  
産業会館2階(富士吉田市役所敷地内)

☎0555(22) 1577

## 税務住民課

### 【学生納付特例申請 について】

平成23年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、平成24年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を3月末に送付します。平成23年度と同じ学校等に在学される方は、このハガキに必要事項を記入し返送されると、平成24年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書の写し等の添付は不要です。

また、平成24年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、納付書を送付いたしますので、お手数ですが大月年金事務所にご連絡ください。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は従来どおり在学証明書の写し等の添付が必要です。

#### 問い合わせ先

大月年金事務所  
☎0554(22) 3811

## 国民健康 保険

# 保険証は更新しましたか？

# 国民健康保険税は納めましたか？



## 更新しましたか 国民健康保険証

国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者証及び退職被保険者証が、4月1日から新しくなりました。

旧保険証では医療機関にかかれませんので、まだ更新されていない方は、役場窓口にて至急更新してください。（更新手続きには旧保険証を持参してください。）

## 国保の届出について

この4月、国保被保険者で会社に就職する方、又は会社を退職される方で国保以外の健康保険に入る見込みがない方は、国保の届出をお願いします。

国保を取得する場合は、取得日までさかのぼって課税されます。また、喪失の手続きをしないといつまでも課税され続けますので、届出はすみやかにお願いいたします。

### 国保に加入する日

1. 他の市町村から転入してきた日  
(職場の保険に加入していない場合)
2. 職場を退職した日の翌日
3. 出生した日
4. 生活保護を受けなくなった日

### 国保をやめる日

1. 他の市町村へ転出する日の翌日
2. 職場の健康保険にはいった日の翌日
3. 死亡した日の翌日
4. 生活保護を受け始めた日

## 届出に必要なもの

### 国保に入るとき

- ①健康保険資格喪失証明書  
(職場を退職した日がわかるもので、事業所が交付します)
- ②保険証 (家族の中で国保に加入している人がいる場合)
- ③年金を受給している方は年金証書

### 国保をやめるとき

- ①新しい保険証と国保の保険証の両方

※届出は役場 税務住民課  
窓口で行って下さい。

## 平成23年度国民健康保険税はもう納めましたか？

この4月より平成24年度がスタートしましたが、まだ、平成23年度の国民健康保険税（以下「国保税」という。）を納め終わっていない方は、至急納めてくださいますようお願いいたします。前年度以前の国保税を完納されていないと、通常の保険証に代わって資格証明書や短期保険証をお渡しすることになります。また、高額療養費や出産育児一時金等の給付を国保税に充当していただくなどの指導をさせていただきますので、ご承知下さい。

**国保は、地域に住む人たちがふだんからお金（国保税）を出し合い、医療費などにあて、お互いを助け合うという目的から生まれた相互扶助の制度です。国保被保険者のご理解ご協力をお願いいたします。**

# 固定資産税に係る

## 縦覧について

### 縦覧制度とは

固定資産（土地・家屋）の納税者が、他の土地や家屋の評価額と比較することにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにするための制度です。

### 縦覧期間

4月2日（月）～5月31日（木）午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

### 縦覧を行う場所

西桂町役場 税務住民課税務係

### 縦覧できる方

#### ● 土地価格等縦覧帳簿

町内に所在する土地の固定資産税の納税者及びその家族等代理権を有する方

#### ● 家屋価格等縦覧帳簿

町内に所在する家屋の固定資産税の納税者及びその家族等代理権を有する方

### 縦覧帳簿の記載項目

- ・「土地価格等縦覧帳簿」… 土地の所在地、番、地目、地籍、価格
- ・「家屋価格等縦覧帳簿」… 家屋の所在、家屋番号、構造、床面積、価格等

### 縦覧に際してのお願い

縦覧できる方かどうかを確認するため、お手持ちの納税通知書、課税明細書、または運転

免許証等ご本人を証明できるものをご用意ください。

なお、「縦覧できる方の代理人として見える場合は、必ず委任状をご持参ください。」

※平成24年度の固定資産税の第1期の納期限は、5月31日（木）です。納税通知書は5月上旬に郵送予定です。

### 口座振替のご利用を！

町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税・国民健康保険税の納付について、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。

### 町税がコンビニエンスストアで

#### 納付できます

コンビニで町税の納付ができます。（全国の店舗で納付可能）コンビニで納付できるのは、納付額が30万円以下でバーコードが印字されている納付書に限ります。コンビニでは曜日や時間に関係なく納付できますが、取扱期限が過ぎた納付書や金額の加筆訂正された納付書では納付できません。

### 納付できるコンビニエンスストア一覧（五十音順）

エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、北海道スパ、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ヤマザキスペシャルパートナーショップ

## 県地方税滞納整理推進機構と共同で町税の徴収を強化しています

税は、まちづくりを支える大切な財源です。町では、町税などを納付した皆さんとの公平を保ち、滞納の解消を図るために、県と共同で「山梨県地方税滞納整理推進機構」を設置し、今年で5年目となります。

町税を滞納し納税指導等に従わない方に対し差押え等の滞納処分を強力に推進し実行しています。

納期限までに税金を納付していない状態を滞納といいます。滞納すると、本来納めるべき税金の他に延滞金を納めなければなりません。また、滞納者が税金を滞納したまま放置しておく、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので納期限内に納税されますようお願いいたします。

### ● 滞納解消に向けた取り組み

町では、滞納解消へ向け、次のような取り組みを行っています。

- **納税相談** 町税を納期限までに納めることが困難な場合等。
- **納税督促・催告** 納期限が過ぎても納付のない方に、督促状・催告書の送付、電話催告、自宅訪問等。
- **財産調査** 納期限内に納付がない場合に、法律に基づく財産調査等。
- **滞納処分（財産差押・換価）** 再三にわたる催告にも応じない場合は、差押・強制換価等。（法律では、督促状送付後10日を経過すれば、財産差押が可能となります。）

高額な外来診療を受ける方へ  
限度額適用認定証等が外来でも  
適用されるようになります。

平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたときは、限度額適用認定証や被保険者証などを提示することにより、一医療機関の窓口で支払う金額が、自己負担限度額までになります。（今までは、一旦窓口でお支払いして、後で申請により還付していました）

自己負担限度額は世帯の所得区分によって異なりますので、加入している医療保険者に事前に申請し交付を受ける必要があります。

申請方法、自己負担限度額などは、加入の医療保険者に問い合わせてください。

※70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯以外の人は「高齢受給者証」、後期高齢者医療制度に加入の人は「後期高齢者医療被保険者証」により所得区分が確認できるため、限度額適用認定証などの申請は不要です。  
※すでに限度額適用認定証などを持っている人は、有効期限までは外来診療の場合でも使用することが可能なため、新たに申請する必要はありません。

## 福祉保健課

### 西桂町地域包括支援センターを活用しましょう

いきいき健康福祉センター内に西桂町地域包括支援センターが設置されています。

地域包括支援センターでは、高齢者が地域で自立した日常生活が送れる為の支援を実施しています。高齢者の生活全般について相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

なお、保健師が不在の場合もありますので電話連絡の上、来所してください。



### 介護保険制度について

介護保険制度とは、高齢者が介護を必要な状態になっても、できるだけ自立した生活ができるようみんなで支える制度です。また、40歳から64歳の方であっても介護保険の対象となる16種類の特定疾病に罹患した際には、介護保険サービスを利用する事ができます。

詳細についてはお問い合わせください。

### 元気はつらつ運動教室

毎週火曜日、午前10時～11時30分、YLO会館において、65歳以上を対象とした「元気はつらつ運動教室」を開催しています。

この教室は、運動機能向上を目的にストレッチ体操、日常生活動作向上体操を行っています。

転倒が引き金となり、身体状態が急に衰え、寝たきりになるケースが増えていきます。いくつになっても筋力は向上させる事ができます。参加希望の方は、下記までお問い合わせください。

一緒に楽しく運動し、充実した日々を送りましょう。

#### お問合せ先

西桂町地域包括支援センター  
(いきいき健康福祉センター内)

### 西桂町高齢者生活支援サービスについて

西桂町では、下記の生活支援サービスを行っています。利用の際には事前申請が必要であり、利用料等も発生いたしますので、詳細についてはお問い合わせください。

- **配食サービス** 高齢や心身の障害、疾病等の理由により調理が困難な方を対象に、昼食を配食するサービス。
- **外出支援サービス** ひとり暮らしや高齢者世帯で、自家用車を持たない高齢者を対象に自宅から医療機関への送迎を行うサービス。
- **軽度生活援助サービス** ひとり暮らし等の高齢者を対象に、外出・散歩の付き添いや食材の買物など、軽易な日常生活上の家事援助等を行うサービス。
- **訪問理容サービス** 寝たきり等の高齢者等を対象に、自宅を訪問して理美容を行うサービス。
- **緊急通報サービス** ひとり暮らし高齢者等が、緊急時に支援者に連絡して、いち早く応急処置、救急体制をとるためのシステム機器を貸与するサービス。
- **生きがいデイサービス** 介護保険認定者以外に必要な方を対象に、日常動作訓練や趣味活動などを提供する通所サービス。

## 西桂町身障福祉会 会員募集

本会は、会員の福祉の増進と相互の親睦を図ることを目的に、当町居住の身体障害者（児）者及びその家族をもつて組織されております。運営面では、皆様からの会費及び町補助金で成り立っております。

毎年、社会見学バス・スポーツ交流・ふれあい祭り等への参加などを活動行事として実施しております。

当会は、身体障害（児）者が増える傾向にある中、障害（児）者の日常生活を楽しく、また当会行事への参加が楽しくなるよう努めていきたいと考えております。そのためにも、多くの身体障害（児）者並びにご家族の方のご協力の基に等会への申し込みをして頂き、当会活動行事への積極的参加、また企画運営に進んで参画してみたいかがでしょうか？

#### 問合せ先

西桂町身障福祉会事務局  
☎0555(25)4000

ひとり親家庭  
無料法律相談

山梨県母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭の父や母、また子どもを抱えて離婚を考えている方を対象に、自分では解決困難な事例について、弁護士による無料法律相談に応じています。ご利用には事前に電話による予約申込が必要です。

※相談内容は固く守られます。

予約受付 月曜～金曜

午前10時～午後4時

お問い合わせ・お申込み先

山梨県母子家庭等就業・

自立支援センター

〒055(252)7014

ホームヘルパー  
講座受講者募集

山梨県母子家庭等就業・自立支援センターでは、母子家庭を対象にホームヘルパー講座(2級課程)を開催します。※受講期間中における欠席やリタイアは原則禁止です。

対象者 県内在住の母子家庭の母及び寡婦

日程 平成24年6月～10月の毎週土曜日

時間 午前9時30分～午後4時15分

場所 甲府市朝日4-5-21

山梨県母子福祉センター

定員 20名(応募者多数の場合は抽選となります。)

対象者\*身体障害者手帳肢体

ランランランドに新しい遊具が  
設置されました

ランランランドに新しく幼児向けの複合遊具とブランコが設置されました。それを記念して、去る3月7日に、未就園児親子を対象に「プチ運動会」が実施されました。真新しい遊具に、参加した子どもたちは大はしゃぎでした。新しい遊具を是非ご利用下さい。

福祉タクシー料金  
助成について

受講料 7,000円  
申込 HPより  
<http://www16.ocn.ne.jp/~bokaren/>  
お問い合わせ先

山梨県母子家庭等就業・

自立支援センター

〒055(252)7014

重度心身障害者(児)福祉タク

シー利用料金助成事業は、在

宅の重度心身障害者(児)が通

常の交通機関を利用すること

が困難なため、タクシーを利用

する場合にその料金の一部

を助成するものです。

対象者\*身体障害者手帳肢体

不自由及び視覚障害の1級・2級及び療育手帳A該当者尚、自動車税・軽自動車税の減免、または、自動車燃料費助成を受けた方は対象となりません。

助成額 利用1回につきタク

シーの初乗運賃の額とし、

利用回数限度は、1人年間

24回です。

問い合わせ

いきいき健康福祉センター

福祉係

自動車税・軽自動車税の  
減免について

申請場所

・自動車税は、自動車税事務所

所・軽自動車税は税務係

提出書類

・減免申請書・減免資格証明書

(障害者と生計を一にする

者が運転する場合と障害

者のみで構成される世帯の

障害者を常時介護する者が

運転する場合に必要です。)

提示書類

・身体障害者又は療育手帳並

びに精神障害手帳のうち該

当するもの・運転免許証・

車検証・印鑑

問い合わせ

いきいき健康福祉センター

福祉係

救急医療情報キットの  
配付について

〈概要〉

西桂町では、かかりつけ医や持病などを記入し、専用の容器に入れて保管する「救急医療情報キット」を高齢者や障害者手帳所持者及び健康上不安のある方に無償で配付します。

高齢者や障害者などの安全・安心を確保するため、かかりつけ医療機関、持病等の緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを導入することにより、医療情報を救急隊や医師に的確に早く伝えることを目的としています。

〈保管等〉

救急医療情報キットは駆け付けた救急隊員がすぐ見つけられるよう冷蔵庫の目立つ場所に保管してください。救急医療情報キットの容器の中に入れる専用シートには、かかりつけ医や緊急連絡先、持病、介護支援事業者を記入します。また健康保険証や、おくすり手帳の写し等を入れます。

〈配付対象者〉

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 身体障害等の手帳所持者
- ③ ①、②以外で健康上不安の

ある方

〈配付方法〉

西桂町いきいき健康福祉センターに直接申請してください。開所時間中は随時受け付けます。

問い合わせ先

いきいき健康福祉センター内  
福祉保健課福祉係

『ふれあい健康相談』  
実施変更のお知らせ

住民を対象に、健康の保持増進の目的で保健師による健康相談を実施しています。今年度より、実施場所を変更いたしますので、お知らせいたします。

【平成23年度まで】

- ・第2水曜日  
午前10時～12時
- ・いきいき健康福祉センター

【平成24年度】

- ・第2水曜日  
午前10時～12時
- ・ふれあいサロン三ツ峠

【相談内容】

- ・保健師による健康相談
  - ・血圧測定
  - ・体重・体脂肪測定など
- お気軽にお立ち寄りください。

産業振興課



農地の売買・賃貸借・転用には  
農業委員会の手続きが必要です

① 農地法第3条申請

- 農地を耕作目的の為に売買・賃貸・贈与する場合の許可申請
- ※農地の取得者が、次の取得要件等を満たすことが必要です。
  - ①すべての農地について、耕作管理をすること。
  - ②農地取得後に20アール以上の経営面積があること。
  - ③周辺地域との営農の調和を図ること。

〈申請書の添付書類〉

1. 申請地の全部事項証明書（登記簿謄本）
2. その他、必要に応じ、営農計画書等を求める場合もあります。なお、賃貸借の際は利用権設定による契約もありますので、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい。

② 農地法第4条の転用申請

- 自ら耕作している農地を転用する場合の許可申請
- 〈申請書の添付書類〉
  1. 申請地の全部事項証明書（登記簿謄本）
  2. 公図
  3. 位置図
  4. 転用地見取図（案内図）
  5. 土地利用計画図（建物配置図）
  6. 建築物平面図（建築物を設置する場合）
  7. 資金証明書、残高証明書（不要の場合もあり）
  8. その他、必要に応じ参考となる書類の添付を求める場合もあります。

③ 農地法第5条の転用申請

- 他人の農地を借りたり、買ったりにして転用する場合の許可申請
- 〈申請書の添付書類〉  
農地法第4条の申請と同じ

④ 一時転用の申請

- 農地を一時的（期間は、原則3年以内）に、資材置き場、作業員宿舎、砂利採取場などに転用する場合で、終了後元の農地に復元することを条件に許可する申請

〈申請書の添付書類〉  
農地法第4条、第5条の許可申請に同じ

⑤ 農地の買受適格証明申請

- 農地の競売・公売に参加する時に必要な証明を求める申請
- 農地を取得出来ない者が最高価買受人になるのを未然に防ぐため、農地法の規程による許可の見込みがないと競売等に参加することができません。

1. 農地として耕作をする目的で取得する場合には農地法第3条の買受適格証明
2. 農地を農地以外の用途に転用する目的で取得する場合には農地法第5条許可の買受適格証明※なお、買受適格証明の発行は、それぞれ当該許可（農地法第3条・第5条）の申請手続きに準じて行います。また、裁判所等の公告日の関係で証明することができない場合や証明に日数がかかる場合もありますので事前にお問い合わせください。

〈申請書の添付書類〉

農地法第3条及び第5条申請時と同様

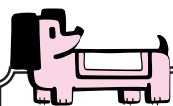
①～⑤の各手続きについては本人等による聞き取りで申請書等を作成しますので、お手数ですが農業委員会までおいでください。

許可申請の締切日等

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的には下記のとおりです。

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可 （農地法第3条）	毎月15日	総会終了後 1週間以内
農地転用の許可 （農地法第4・第5条）		翌月30日前後
買受適格証明申請		総会終了後 1～2日後

西桂町役場 産業振興課内 西桂町農業委員会



# 狂犬病予防注射についてお知らせ

平成24年度狂犬病予防注射を次のとおり実施します。注射会場は混雑しますので釣銭のないよう料金を持参してください。

**日時** 4月5日(木) 午前10時～12時  
午後1時～3時

**場所** 役場横駐車場

**手数料** 新規登録手数料……3,000円  
予防注射料金………2,850円  
注射済票交付手数料…550円

**担当獣医**：飯島獣医師

**注意** 当日予防注射を受けられない場合は、役場環境係までご連絡ください。後日訪問注射を実施いたします。

**その他** 法律に基づき犬の登録は義務づけられています。未登録の飼い主は必ず登録してください。また、予防注射は生後91日(約3ヵ月)以上になったら年1回必ず受けましょう。

次のときは、犬の飼い主の方は町に届出をしてください。  
・飼い犬が死亡したとき      ・飼い主が変わったとき  
・飼い犬の所在地の変更      ・飼い犬の変更

## 犬を適正に飼育しましょう

散歩中の犬のフンに関する苦情が数多く寄せられています。あなたの愛犬が、近所の方から好かれるためにも、フンの後始末をしましょう。犬の放し飼いはしないでください。

問合せ先 環境係

# 第8回 さくら祭り開催



三ツ峠登山道沿いに植えた桜も13年目を迎えます。今年は次の日程でさくら祭りを行いますので、みなさんのご来場をお待ちしています。

**日時** 4月14日(土) 午前11時～午後3時

**場所** 三ツ峠グリーンセンター

**内容** ●露店等多数出店  
●ビンゴゲーム大会  
●先着100名のお子様(小学生以下)に菓子プレゼント  
※さくらのライトアップ

## 4月1日(日)は、川澄い並びに道路清掃実施日です。

町民皆様のご協力をお願いします。

なお、雨天中止の場合は、午前6時30分に防災無線にて放送します。



## 建設水道課

### 東富士五湖道路 夜間通行止のお知らせ

NEXCO中日本 八王子支社は、お客様に高速道路を安心・安全・快適にご利用いただくために、中央自動車道富士吉田線の河口湖IC～須走IC間(上下線)で、トンネル設備の点検・更新、舗装補修工事などに伴う夜間通行止めをおこないます。

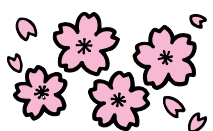
けやき園の敷地には、4本の桜の木があります。その木の下で、お花見をしませんか？  
**日時** 平成24年4月15日(日)  
午前10時から午後2時30分(雨天時室内にて決行)  
**会場** けやき園、けやきハウス  
富士吉田市下吉田66631(富士急行線よしいけ温泉駅下車、踏切を渡り右折1分)

### 第3回不二の里森 さくらまつり

東富士五湖道路は、暫定2車線のため車線を規制して作業することができないことから、交通量の少ない夜間の時間帯に通行止めをおこなうものです。地域の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

**余興** 利用者によるフラダンス・ふじ舞つ湖・富士五湖アコーステック・ギタークラブ等  
**問合せ** 障害福祉サービスけやき園  
☎0555(24)8862

**■通行止め日時**  
4月16日(月)  
午後7時～翌17日(火)  
午前7時(※悪天候時は翌日同時刻に順延)  
**■通行止め区間**  
中央道 河口湖IC～東富士五湖道路 須走IC  
**■迂回路** 国道138号  
**■問い合わせ**  
NEXCO中日本 大月保全・サービスセンター  
☎0554(22)2151





## 不妊に悩む方への特定治療 支援事業について

県では、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を行った夫婦に対して費用の助成を行っています。

### 対象者

- ・夫婦どちらかが山梨県に住所を有している
- ・法律上の婚姻をしており、特定不妊治療以外では妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された夫婦
- ・夫婦の所得合計額が730万円未満

### 対象となる治療

山梨県が指定した医療機関において受けた体外受精又は顕微授精

### 助成額

治療1回あたり15万円を限度に年度2回までで通算5年間(申請初年度は年3回まで、ただし、通算10回を超えないもの)

### 対象期間

原則として、申請は治療が終了した年度内に申請してください。

※申請手続き等の詳細については、富士東部保健福祉事務所 健康支援課へ直接お尋ねください。

### 問合せ先

健康支援課 ☎(24) 9034

体験イベント&フリーマーケット&都留文大生による東日本大震災写真展「学生100人が見た東北」

日時 平成24年4月14日(土)  
午前10時〜午後4時

場所 都留市役所となり  
エコハウス

(都留市上谷1-2-3)

### 内容

- ① 体験イベント
  - ・生花によるコサージュ作り
  - ・おいしいスポンジに飾ろう
  - ・お絵かきエコバック他
- ② フリーマーケット
- ③ 都留文大生ボランティアサークルによる東日本大震災写真展

\*昨年5月にVS(ボランティア・アウチューデントの略「バーサス」)を結成しこれまでに100人以上の大学生がボランティアに行き、被災地の写真だけでなくVSとして活動しているところ・人と触れ合っているところ・作業をしている写真展です。

### ④ 軽食販売

- ① ③④は雨天決行
- ②は雨天中止

### 【お問い合わせ】

小峰・080-4066-6896

# 平成24年度スポーツ安全保険のご案内

5名以上の団体で  
ご加入ください

**対象となる事故** 団体活動中の事故/往復中の事故  
**保険期間** 平成24年4月1日午前0時より平成25年3月31日午後12時まで  
**加入区分・掛金・補償金額** **料金が改定されました** (団体活動を行う5名以上の方々と、加入区分をそれぞれお選び頂いてご加入ください。)

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 保険支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下) ※特別支援学校 高等部の生徒 を含む。	スポーツ・文化 ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故 5億円 ただし、身体賠償は、1人1億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中及びその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,450円	2,100万円 熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額はA1区分と同様	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算1事故 5億500万円 ただし、身体賠償は、1人1億500万円	180万円
				100万円 熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償 合算1事故 500万円	対象となりません
大人 高校生以上 ※65歳以上の方も加入できます。	文化・ボランティア・地域活動 団体の送迎、応援、準備、片付け	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故 5億円 ただし、身体賠償は、1人1億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	65歳以上 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない方はA2区分	B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※同一団体が1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。  
 ※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

**(財)スポーツ安全協会 山梨県支部 (山梨県体育協会内)** インターネットからの加入受付を行っております。詳しくはホームページをご覧ください。  
 ホームページアドレス <http://www.sportsanzen.org>  
 〒400-0836 甲府市小瀬町840 TEL 055-243-3920 電話受付時間：午前9時〜午後5時(土、日、祝日を除く。)

## 地域子育て創生事業

### ● 1/28 (土) 2/11 (土) 手織り体験

みつとうげ手織りの里グループの方に教えて頂きました。初めて手織りをした子ども達も、とても集中して楽しく織ることができました。作品は郡内地域産業振興センターに展示して頂きました。“地場産業である機織りを伝承していきたい”という手織りの会の方に協力をさせて頂き、今後も体験教室を開催していきたいと思っております。ご協力宜しくお祈りいたします。

### 母親クラブ 4/20 (金)

4月の活動は思い出のアルバム作りを行います。母親クラブの活動を毎月ごとにコメントを書き、写真を載せて一冊に仕上げていきます。素敵なアルバムにしましょう…!(^^)!

### ● 2/25 (土) みそ作り体験

大豆の会の皆さんにご協力を頂き、みそ作りを教えていただきました。豆をつぶす機会に豆を入れあつという間にミンチになって出てきたり、麦・米麴を混ぜたり、空気を抜くために勢よく樽にみそを入れたりと…初めて体験する事ばかりでした。手についたみそが美味しくて、洗う前になめたりもしていました。しばらくねかせて、秋頃食べられるので楽しみです(´▽`)/~~~~いつも買っていた物が「自分で作れるんだ~」という驚きや楽しさがあり、とてもいい経験が出来ました。お家の方も一緒に参加したいとの声もありましたので親子体験も検討したいと思います。大豆の会の方々が手際よく進めて下さり助かりました。ありがとうございました。

## 保 育 所

### ● 年長児小学校見学

2月16日(木)来年度就学予定の年長児が、西桂小学校へ見学に行きました。黒部校長先生より、学校生活の一年間の様子を教えていただき、その後は校内を案内して頂きました。図書室、給食室を見学し、体育館では、1年生との体育の授業体験。2年生の教室では、算数、国語の授業風景を見学しました。充実した時間を過ごすことができ、小学校での生活が身近なものを感じる事が出来ました。4月から希望に満ち溢れたヒカヒカの1年生の姿が目に見えようです。今後も保・小連携の機会を充実させ、子ども達の“育ち”の支援に力を入れていきたいと考えています。

### ● お別れ遠足

2月24日(金)年長児お別れ遠足があり、静岡県の「まがいの牧場」に行きました。前日の雨で天気心配されましたが、当日は晴天。出発前から子ども達は大興奮!バスの中でもカラオケ大会が始まるなど、とてもにぎやかなスタート

となりました。まがいの牧場に到着すると、馬・ヤギ・ひつじの赤ちゃんの出迎えを受け、牧場内を散策。牛の“かすみちゃん”の乳搾り体験では、「あっ!おっぱいでたー!!」と感激。動物とのふれあいコーナーでは、モルモット・うさぎと追いかけて。「先生、つかまえたよ!」と大喜び。アスレチックで体を動かし、何より楽しみにしていた“手作りお弁当”を広げた時の子ども達の笑顔はとても印象的でした。充分遊びを満喫し、沢山の思い出ができました。

### ● お別れ会

3月6日(火)年長児のお別れ会が行なわれました。年中児からは、素敵なペン立てと歌のプレゼント。つぼみ園の小さいお友達や年少児からもオベレックや踊りのプレゼント。そして、年長児の歌・手話・お礼の言葉はこれまでの成長を感じさせ、とても立派なものでした。園全体で楽しく過ごす事が出来、年長児にとっても思い出に残る会になったと思います。これからの年長児の活躍をいつまでも願っています。

## 児童館活動報告

### ● 「ほっぺちゃん作り」

2月4日(土)、2つの子に大人気のキャラクター「ほっぺちゃん作り」を行いました。シリコン材の絞り方が難しく大変さも見られましたが、リボンやラインストーンを工夫して貼り付けると自分だけのほっぺちゃんが完成!納得のいく物に仕上げられ大満足の様子でした。

### ● 「手作りスイーツ」

2月18日(土)、チョコレートを使って「さくさくクラウンキースティック」を作りました。

とても簡単で、楽しそうに作る姿が見られた子ども達。出来たてはおいしく「家でも作ってみる!」との声が沢山聞かれました。

### ● 「りょうり作り」

3月3日(土)、栄養士の瀧さおり先生を講師に迎え「りょうり作り」を行いました。材料の刻みは、包丁の他にクッキーの型抜きやキッチンバサミなどを使うことで低学年児童も無理なく調理が出来、楽しかった様子。残さずお腹一杯食べる姿が見られ大満足だったようです。

### 子育て支援センター

開所より1年が過ぎ、利用者数1,000人を超え子育てのコミュニティーの場所として沢山の方に利用して頂けるようになりました。

支援センターは0歳児から保育所入園前のお子様と保護者の方々と一緒に子育てについて考え、そして支援を行なう場所です。子育てに関する相談、電話相談、一時預かり保

育、絵本の貸し出しなどを行なっています。

開所時間は10:00~3:00。場所は西桂保育所内子育て支援センターです。何かを「する」というより、「いる」場所です。月々のイベントは「ほっぺちゃんたより」広報をご覧ください。是非、親子のほっとする場所にしていきたいと思っております。

連絡先 0555-25-3255 (西桂保育所)

写真は12ページの写真ニュース!

## 人口と世帯

平成24年3月1日現在

男	2,310人 (-5)
女	2,384人 (-12)
合計	4,694人 (-17)
世帯	1,519世帯 (-1)

### おめでた (誕生)

倉見 小林 美結 (保護者 辰巳)

柿園 関戸 一華 (秀人)

下暮地 舟久保 流唯 (慶)

### おしあわせに (婚姻)

新 居 裕 介 (下暮地)

鳥 居 麻 菜 (下暮地)

渡 邊 高 士 (倉見)

梶 原 麻 美 (富士河口湖町)

### おくやみ (死亡)

倉見 田村 みつ子 (親族 秋生)

本 町 安 富 村 英彦 (尚徳)

上 町 小野 田 亀 喜 (尚徳)

上 町 志 村 た 喜 (賢範)

下暮地 相澤 千秋 (登)

2月届出

## 4月・5月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
4月 1 ●川濑い	2	3	4 ●保育所入園式	5 ●母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ●狂犬病予防集合注射 am10:00~12:00 pm1:00~3:00 (役場横駐車場)	6	7
8	9	10 ●2歳児歯と こころの相談 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	11 ●ふれあい健康相談 am10:10~12:00 (ふれあいサロン三ツ峠) ●こどもリズムフィットネス pm3:45~4:45 (学童クラブ)	12	13	14 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00 ●保育見学・保護者総会 (保育所) ●児童館事業 am10:00~
15	16	17 ●離乳食・育児教室 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	18 ●1歳6ヶ月児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	19 ●母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	20	21 ●なんでも相談所 pm1:30~3:30 (ふれあいサロン三ツ峠) ●資源化物回収 am7:00~
22	23	24	25 ●乳児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	26 ●5歳児相談 pm4:00~ (いきいき健康福祉センター)	27	28 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00 ●児童館事業 am10:00~
昭和の日 29	振替休日 30	5月 1	2	憲法記念日 3	みどりの日 4	こどもの日 5
6	7	8	9 ●ポリオ予防接種 pm1:00~ (いきいき健康福祉センター)	10	11	12 ●資源化物回収 am7:00~ ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00 ●児童館事業 am10:00~
13	14	15	<b>4月の納税</b> ●軽自動車税 ……全期			

広報に関するご意見・ご感想・ご質問は

TEL: 0555-25-2121 FAX: 0555-20-2015  
E-mail: kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

# フオトニユース



## 支援センター

## 子育て創生事業



人形劇



みそ作り体験

## 母親クラブ



カレンダー作り



手織り体験

## 保育所

## 児童館



お別れ会



ほっぺちゃん作り



年長児小学校見学



りょうり作り



お別れ遠足



手作りスイーツ

